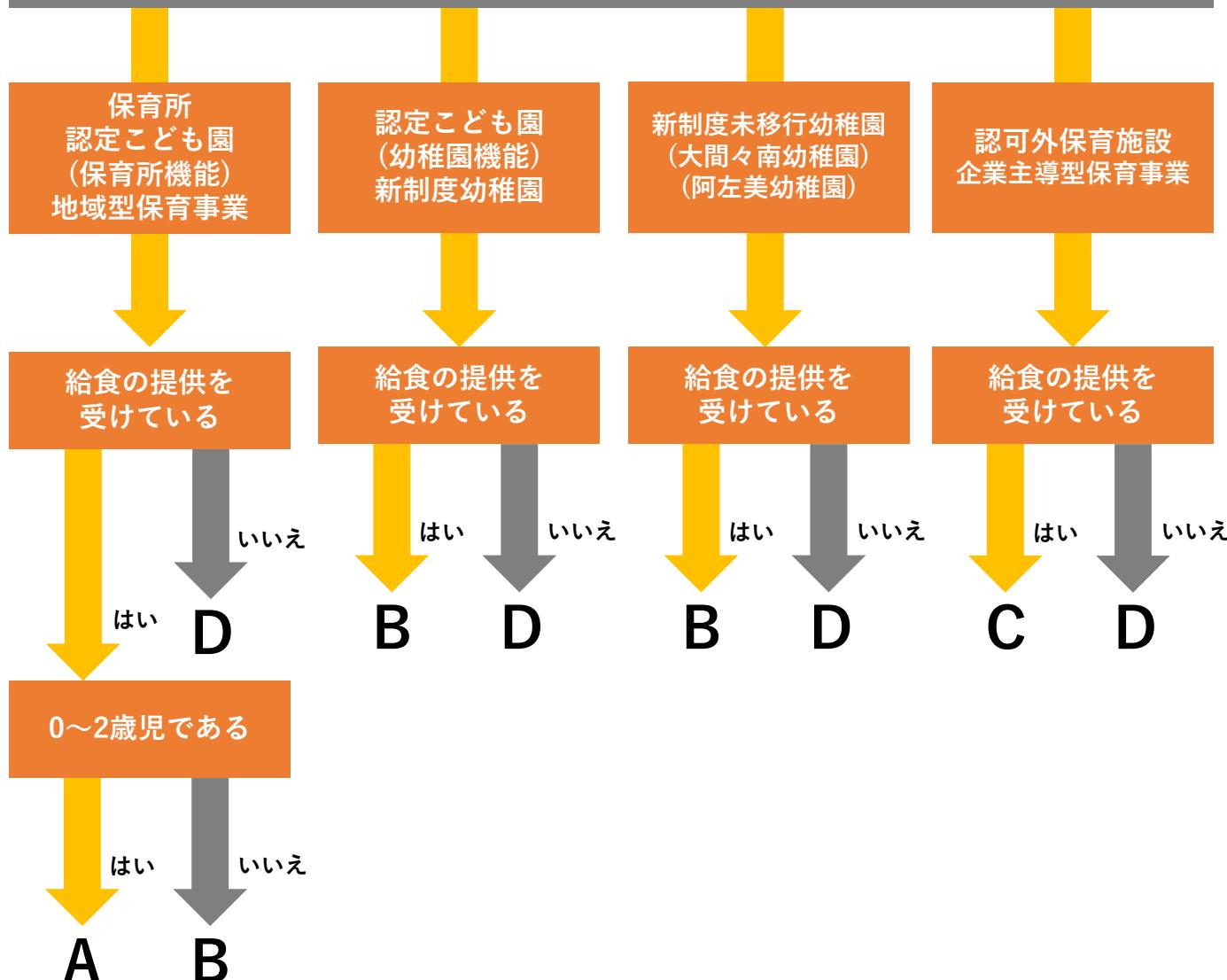


# みどり市独自「給食費の無償化」の申請について

令和7年4月1日からみどり市独自の事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、「第1子から」「保護者の所得制限なし」で給食費(主食費と副食費)の無償化を実施しています。

月の初日においてみどり市に住所を有する者が無償化の対象となり、無償化を受けるために手続きが必要となる場合がありますので、下記のフローチャートをご確認ください。

入所を予定している又は入所している施設はどこですか？



判定結果	A	給食費は保育料に含まれています。	保育料は無償のため、給食費も実質無償です。
	B	給食費の支払いは原則不要です。	無償化の手続きは不要です。
	C	支払った給食費の相当額を補助します。	年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。
	D	持参した弁当の相当額を補助します。	アレルギーや宗教上の理由、施設の方針などにより年度を通して給食の提供を一切受けていない者が対象です。 年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。

※B～Dは無償となる上限額があります。